

「令和5年度「すけそう・たら・ほたて及びぶり等」に対する意見公募について」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
1	<p>経産省が設けている輸入割当限度数量は1,027,000メトリックトン(MT)であり、輸入割当方式で最も多いのが海外水産開発割当てで、700,000MTと70%近くを占めている。</p> <p>日本国内のすけそうたら輸入実績において、2021年以前そのほとんどがアメリカからの輸入。しかし、2021年からはロシアでのすけそうたらすり身の生産が本格的に再開され始め、今後もその増産が見込まれる予定になっている。</p> <p>しかし最も輸入枠の割当てが多い海外水産開発割当てでは、ロシアからの輸入に使用できず、現状では商社割当てや先着順割当てを使用して輸入しているため、海外水産開発割当てを使用してロシアからの輸入ができるようにして頂きたい。</p> <p>すけそうたらすり身の国内生産は年々減少しており、全国すり身協会のまとめでは、2022年1月～10月の生産は6,930トンであり、これは2021年同期の8,772トンの約79%すぎない。</p> <p>一方すけそうたらすり身の輸入は2022年同期で77,834トンと2021年同期で74,296トンと2022年で11.2倍、2021年は8.47倍の数量が輸入されている。</p> <p>輸入数量を増やす事が国内産業の発展維持に悪影響を及ぼす可能性は限りなく低いと考えられます。</p> <p>そのような状況であるため、輸入数量を増やすために海外水産開発割当ての使用制限を緩和して頂き、ロシアからの輸入にも使用できるよう検討をお願いします。</p>	<p>輸入割当制度は、外国為替及び外国貿易法に基づき、我が国沿岸・沖合漁業の主要水産物を対象に、輸入数量又は金額等を制限することで、国内で実施している資源管理措置の補完等を目的としているものです。</p> <p>このうち、「海外水産開発割当て」は、海外において持続可能な水産資源開発を行う国の政府機関が認めた漁業管理団体等と協力し、我が国への安定供給を図ることができることを水産庁長官が認定した者に対する割当方式となります。</p> <p>このため、現時点では、「効果的で持続可能な保存管理措置に則り当該水産物の資源開発が行われている国」に該当するアメリカ合衆国を原産国と定めております。</p>
2	<p>ロシアのウクライナ侵攻等、助宗たら産地を取り巻く環境が大きく変化しておりますが、割当方式ごとの輸入割当限度数量については、どのようにお考えですか？</p>	<p>各品目の割当方式ごとの輸入割当限度数量については、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう品目を所管する水産庁と協議した上で決定しております。</p>
3	<p>法人である事業者の提出する書類においては、その法人番号の記載を行わせるようにせよ。</p> <p>・理由 経済産業省貿易経済協力局はあまりにも常習的に法人番号の記載を行わせないような形での事務取扱いをしたがるようであるが、法人による手続の場合においてその法人番号の記載があるのは、事務をより公正にし、また他行政機関も含めた行政機関においての法人についての一意な認識を容易確実にする点でも価値のある事である。 行った方が良い事であるので、ちゃんと行うようにされたい。</p>	<p>今回の御意見は、経済産業省貿易経済協力局が実施する輸出入事務全般に対する御意見と理解しました。</p> <p>輸出入事務全般の中には、今回の意見募集に関する事案も含まれるため、その部分についてお答えいたします。</p> <p>御提案いただいた法人番号の記載だけでは、水産物の輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところです。</p>